

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 31 年 1 月 18 日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

福岡ゆたか中央病院

院長 松本 高宏

1. 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

感染性廃棄物（紙オムツ）収集・運搬及び処分委託

(2) 調達内容

仕様書による

(3) 履行期限（期間）

平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構

福岡ゆたか中央病院

(5) 入札方法

①入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械、器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

②第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は国の全ての機関から指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けている者
- ③ 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから 3 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為もしくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反したとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために談合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 競争入札の実施に当たり職員の執行を妨げたとき

- (オ) 正当な理由がなくて当院との契約を履行しなかったとき
 - (カ) その他、当院に著しい損害を与えたとき
 - (キ) この項（この号を除く）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
 - (ク) 監督又は検査の実施に当たり当院が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。（落札者となった場合には、別に定める誓約書を提出するとともに、必要に応じ役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ承諾すること。）
 - ⑥ その他当院が不適当と認める者
 - ⑦ 社会保険等（厚生年金保険・健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）・船員保険・国民年金・労働者災害補償保険及び雇用保険という。）に加入し、該当する制度の保険料を滞納した者
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ①入札前提出書類に虚偽の事実を記載した者
 - ②経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 次の要件をすべて満たしている者であること。
- ① 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「B」「C」「D」の等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者
上記にかかわらず、当院において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加することができる。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者（なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による））。
 - ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
 - ④ 環境配慮契約法に基づく産業廃棄物の処理に係る取組状況等に関し入札説明書に掲げる入札適合条件を満たす者

3.入札書手続き等

(1) 担当部署及び問合せ先

〒822-0001

福岡県直方市大字感田 523 番地 5

独立行政法人地域医療機能推進機構

福岡ゆたか中央病院 総務企画課

電話： 0949-26-2311

(2) 入札説明書（入札関係書類）の交付方法

本公告の日から平成 31 年 2 月 4 日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時まで以上記 (1) にて交付する。なお、来院が困難な者については、郵送にて交付を行うので、上記担当部署へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。

(3) 入札の日時及び場所 平成31年2月6日(水) 10時30分

独立行政法人地域医療機能推進機構

福岡ゆたか中央病院 2階大会議室

※郵送入札可。郵送等参加の場合は平成31年2月4日(月)午後5時まで必着のこと

4.その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 契約保証金等

免除

(3) 参加者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記3(2)より交付される入札説明書(入札関係書類)に基づき上記2(3)の競争参加資格に関する証明書等を平成31年2月4日(月)午後5時(入札前提出書類締切期限)までに提出しなければならない。

参加者は入札日の前日までの間において、当該書類(入札前提出書類)に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。

入札者の競争参加資格に関する証明書等は当院において審査するものとし、参加資格を有すると認められた者には競争参加資格確認通知書を送付する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする

(5) 落札者の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 詳細は入札説明書による。